

## 入札結果等の公表要領

(令和5年3月20日 市長決裁)

入札結果等の公表要領（平成10年9月30日市長決裁）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、市が施行する建設工事の請負、業務委託、物品の購入及び借入れ等に係る競争入札に関する情報並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「施行令」という。）に規定する公共工事に係る発注の見通し並びに入札・契約に関する情報（以下「入札契約情報等」という。）を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表の主体)

第2条 入札契約情報等の公表主体は入札事務を所掌する課とする。

(入札執行前の公表内容)

第3条 入札執行前の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 開札予定日
- (2) 案件名称
- (3) 案件場所
- (4) 設計金額（ただし、設計金額が500万円以下の建設工事に限る。）

(入札執行後の公表内容)

第4条 入札執行後の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 予定価格
- (2) 設計金額
- (3) 調査基準価格、失格基準価格又は最低制限価格
- (4) 入札参加者名（指名競争入札にあつては「指名業者」以下同じ。）
- (5) 入札経過（全ての入札参加者名及び入札金額。ただし無効となった

入札の金額を除く。)

(6) 入札結果（落札者名及び落札金額）

(7) 総合評価方式の技術評価点等

（施行令の規定による公表内容）

第5条 施行令の規定に基づき公表する内容については、予定価格が250万円を超える建設工事に係る次に掲げるものとする。

(1) 施行令第5条第1項各号に規定する発注の見通しに関する事項

(2) 施行令第7条第2項第1号から第8号に規定する入札及び契約の過程に関する事項

(3) 施行令第7条第2項第9号に規定する契約の内容に関する事項

(4) 施行令第7条第3項に規定する契約金額の変更を伴う契約内容の変更に関する事項

（公表の時期）

第6条 入札契約情報等の公表時期は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 第3条に規定する事項については、公告又は指名通知時に公表するものとする。

(2) 第4条及び第5条第2号に規定する事項については、落札者を決定後に公表するものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（以下「議決条例」という。）の対象となるものについては議会の議決後に公表するものとする。

(3) 第5条第1号に規定する事項については、毎年度、4月1日以後遅滞なく公表するものとし、少なくとも毎年度一回、10月1日を目途として見直し、変更がある場合には変更後の事項を公表するものとする。

(4) 第5条第3号に規定する事項については、契約締結後に公表するものとする。

(5) 第5条第4号に規定する事項については、変更契約の契約締結後に公表するものとする。

(公表方法)

第7条 入札契約情報等の公表は入札結果表を閲覧に供する方法、電子入札システムを利用して閲覧に供する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法により行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認める場合はこの限りではない。

(入札不調又は不落時の取扱い)

第8条 入札が不調又は不落に終わった場合の入札契約情報等は、原則として、次の各号に定めるところにより公表するものとする。

(1) 再入札に付する場合は、再入札により落札者を決定後、公表するものとする。

(2) 随意契約に移行する場合は、落札者を決定後、公表するものとする。この場合、最終の見積結果も併せて公表するものとする。

(3) 再入札に付さない場合は、入札の不調又は不落が確定した後、公表するものとする。ただし、その後の入札執行等に支障があると認められる場合はその限りではない。

(入札の不調又は不落以外の理由で入札取止め等をした時の取扱い)

第9条 入札の不調又は不落以外の理由で入札を取止め又は中止した場合（落札者決定後に落札者決定を取り消した場合を含む）は、第4条に規定する入札執行後の公表内容及び第5条第2号に規定する事項の公表は行わない。ただし、入札の取止め等の理由は公表するものとする。

(公表期間)

第10条 入札契約情報等の公表期間は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところによる。

(1) 第3条、第4条及び第5条第2号に規定する事項については、その入札が執行された日（開札日又は入札の取止め若しくは中止した日）

の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(2) 第5条第1号に規定する事項については、当該年度の3月31日までとする。

(3) 第5条第3号に規定する事項については、その契約がなされた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。